

第1章 計画の策定に当たって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくために、地域に関わるすべての者が、お互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方です。

社会福祉法（第4条「地域福祉の推進」）では、地域福祉の推進の基本的な考え方として、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。

2 鎌倉市における地域福祉推進の取組み

鎌倉市は平成18年度から平成27年度までを計画期間とした「鎌倉市健康福祉プラン」に平成16年度に策定した「地域福祉計画」を再編して取り入れ、地域住民、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と連携、協働して地域福祉の推進を図ってきました。

また、第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画では、計画を推進する上での考え方の一つとして「市民自治」を掲げ、その中で、地域コミュニティの活性化などとともに「地域福祉の推進」を位置付けています。

具体的な施策としては、平成26年度から平成28年度までの前期実施計画期間では、「情報」「課題解決の場づくり」「人材育成」の3つの面から地域の取組みを支援する「地域福祉支援室」と、高齢者、障害者、子どもなどの分野にとらわれない健康福祉に関する事や、福祉活動に関する初期相談に応じ、助言や福祉のサービスの案内などを行う「地域福祉相談室」の2つの事業を中心として、地域福祉の推進に取組んでいます。

その他、神奈川県の地域福祉支援計画との連携を図るとともに、総合計画での位置づけを踏まえ、高齢者、障害者、子ども、防災など、本市が策定している個別計画においても、地域住民の活動支援について積極的に取組んでいます。

3 市社協における地域福祉推進の取組み

市社協はこれまで、地域住民や関係団体、事業者等が主体となって地域の福祉・生活課題の解決に向けた活動を行い、市社協や行政がどのように支援していくかを記載した「地域福祉活動計画」を策定し、神奈川県社会福祉協議会の活動推進計画とも連携して地域福祉の推進を図っています。

第3次地域福祉活動計画では「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を基本目標としてその目標を達成するため「集う」「相談」「つながり」「参加」「福祉人材」「情報」をキーワードに6つの目標を掲げて「一人ひとりへの直接支援」「小地域を単位として行う地域づくりの支援」「NPOや施設、団体、包括などと個を支えるためのネットワークづくり」の3つの支援を重点施策として「ボランティア連絡協議会との連携によるボランティア研修会の開催」や「補助金の交付」「地区社協への助成金の交付などによる見守り活動の支援」など地域福祉の推進に取組んでいます。

4 計画の一体的策定について

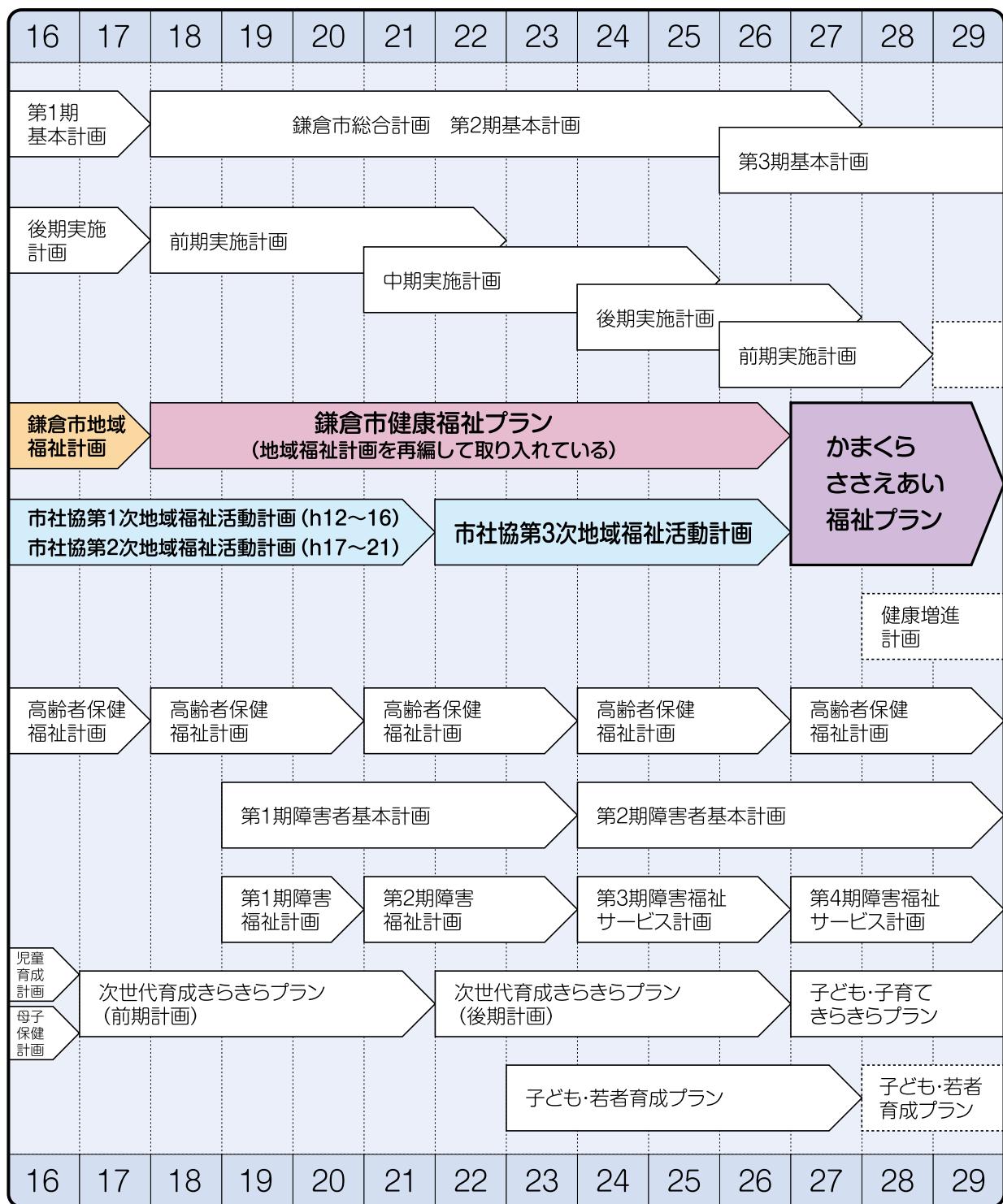
これまで鎌倉市が策定する「地域福祉計画」と市社協が策定する「地域福祉活動計画」により、双方が連携、協働して地域福祉の推進を図っていましたが、本来、地域福祉の「主役」である地域住民の方々にとっては、2つの計画から役割を求められている形となり、結果として分かりにくいものとなっていました。

そこで今回、鎌倉市と市社協が一体となって地域住民の活動を支援するという姿勢を明確に示すため、鎌倉市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」の2つの要素を持った一体的な計画「かまくら ささえあい福祉プラン」を策定しました。

5 計画の期間

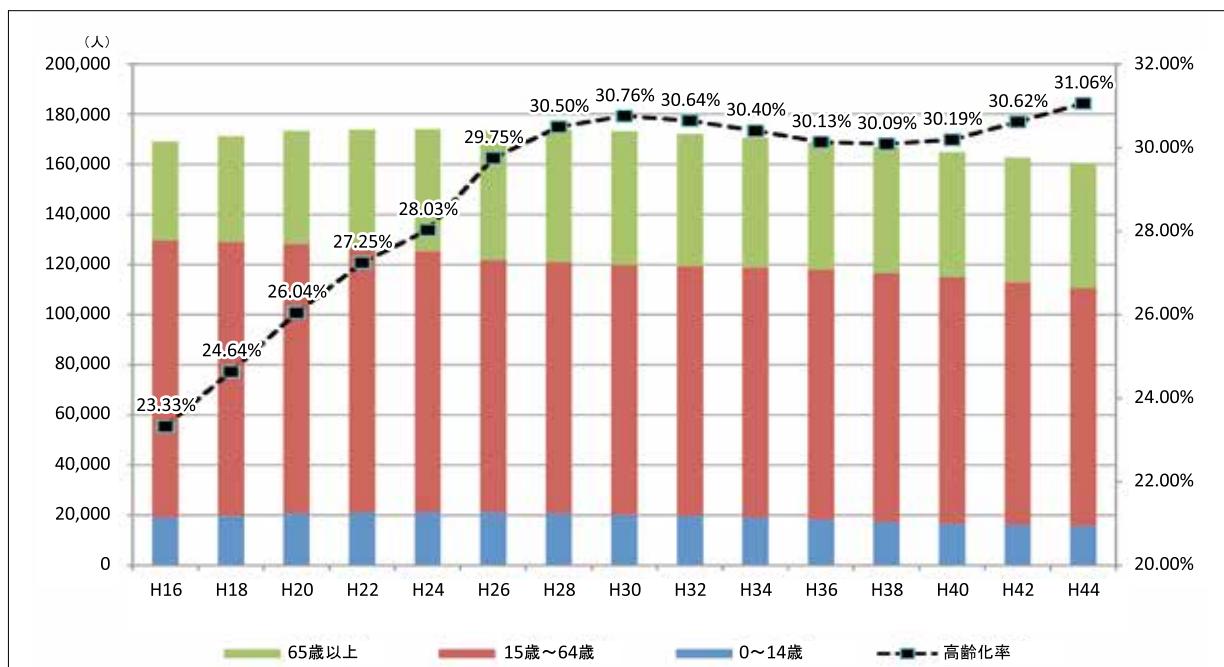
本計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とし、これを第1期計画期間とします。また、第1期計画期間終了後の平成30年度以降の6年間は、各地域で作成された地域福祉活動に取組むための計画を盛り込んだ第2期計画期間とします。

鎌倉市の総合計画と保健福祉関係個別計画（平成16年度～平成29年度）



6 鎌倉市の現況

(1) 人口の推移



本市の人口は昭和62年をピークに減少し、平成14年から再び増加してきましたが、平成20年以降は173,000～174,000人の間で推移しています。

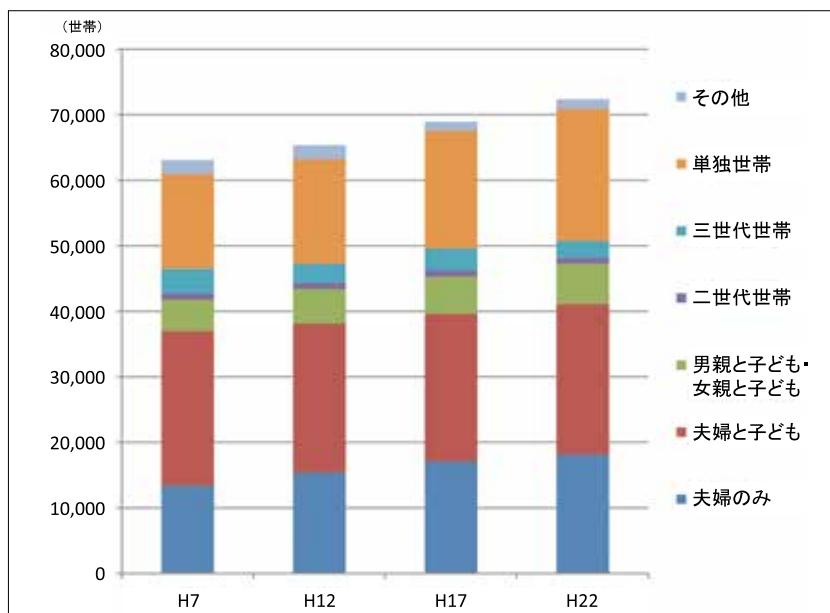
平成16年からの10年では、年少人口（0～14歳）は微増、高齢者人口（65歳以上）は大きく増加しているのに対し、生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

平成24年に実施した将来人口推計では、平成26年を境に総人口は減少し、高齢者の割合は平成30年頃まで増加、その後30～31%で推移すると推計されています。

【鎌倉市総務課市政情報担当、鎌倉市政策創造担当】

※平成26年までは国勢調査を基礎として住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加算した各年1月1日現在の推計値。平成28年以降は、平成24年1月1日の人口を基準とし、コーホート要因法を用いた推計値。

(2) 世帯の家族類型別の割合

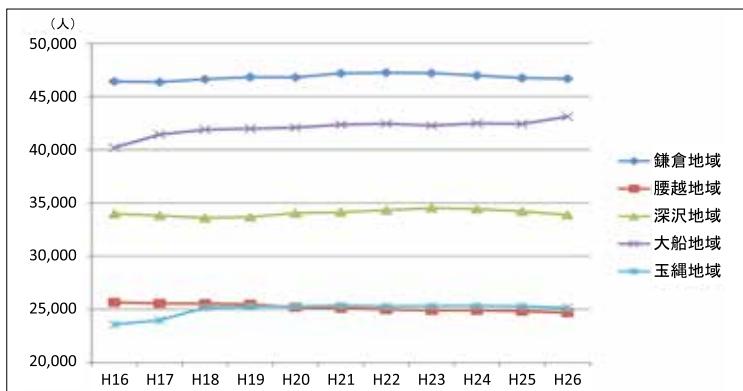


夫婦と子ども、二世代、三世代の家族は減少し、単独世帯及び夫婦のみの世帯が増加しています。

【総務省統計局国勢調査結果】

※基準日 各年10月1日

(3) 地域別人口推移



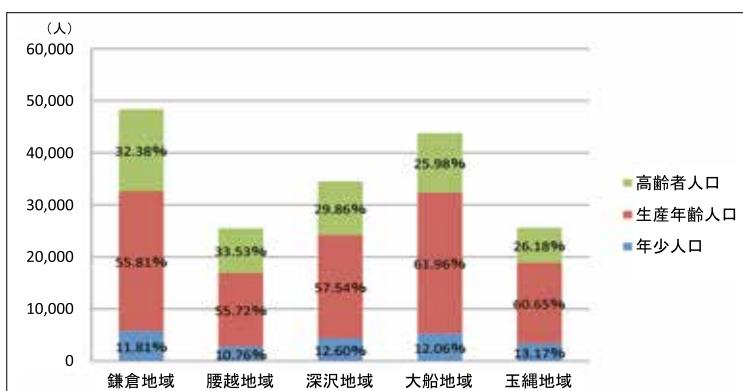
最も人口が多いのは鎌倉地域で、大船地域の人口も増加を続けています。

【鎌倉の統計】

※各年10月1日現在

※国勢調査を基礎として住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加算して推計

(4) 地域別年齢3区分別人口

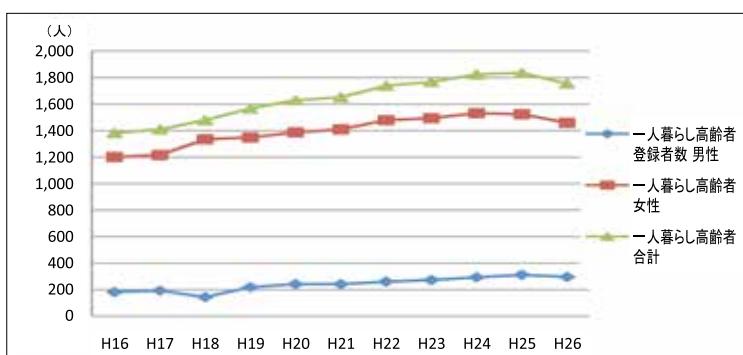


鎌倉地域及び腰越地域では、高齢者(65歳以上)の人口割合が30%を超えています。年少人口(0~14歳)の割合が最多多いのは玉縄地域です。

【鎌倉市総務課市政情報担当 住民基本台帳】

※平成26年9月30日現在

(5) 一人暮らし高齢者登録数の推移

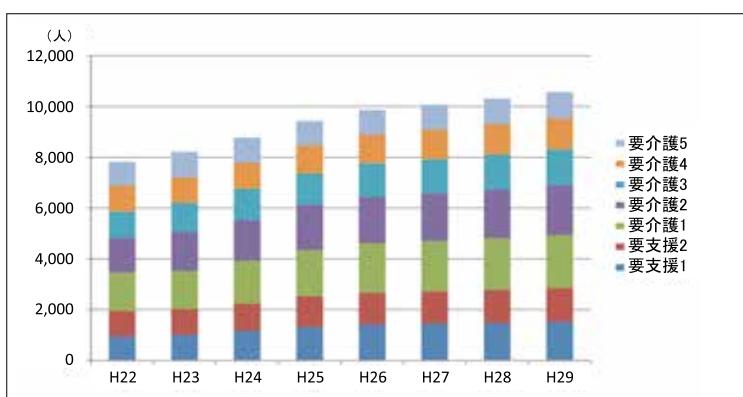


一人暮らし高齢者登録制度は、地域での見守りや災害時の連絡に活用するための任意の登録制度で65歳以上の一人暮らしの方が登録できます。

【鎌倉市高齢者いきいき課】

※各年4月1日現在

(6) 要支援・要介護認定者数の推移

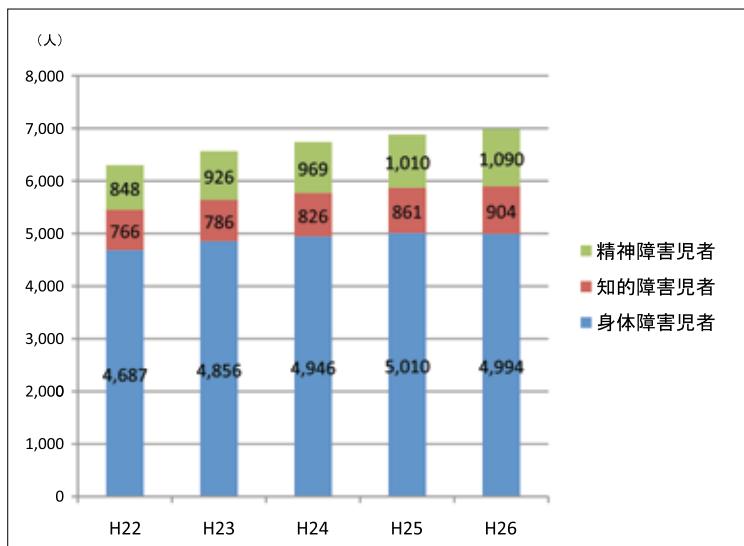


75歳以上の人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数が増加しています。平成27年度には10,000人を超えることが見込まれています。

【鎌倉市高齢者いきいき課】

※平成21年～26年は9月30日現在の実績値
平成27年以降は推計値

(7) 障害児者数の推移



障害児者数は、5年間で約11%増加しています。身体障害児者の割合が大きいですが、とりわけ精神障害児者の増加率が大きく、5年間で約29%増加しています。

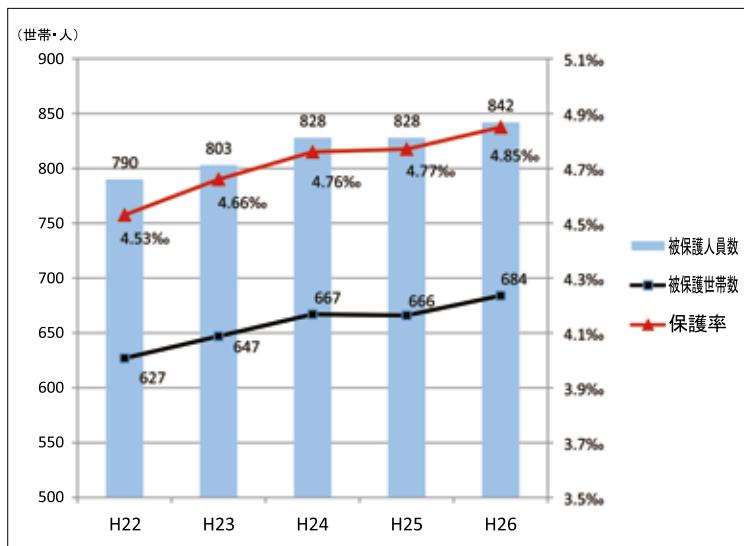
【鎌倉市障害者福祉課】

※身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉

手帳の所持者数

※各年4月1日現在

(8) 生活保護世帯数の推移



生活保護受給者数は平成22年度以降、増加傾向です。

【鎌倉市生活福祉課】

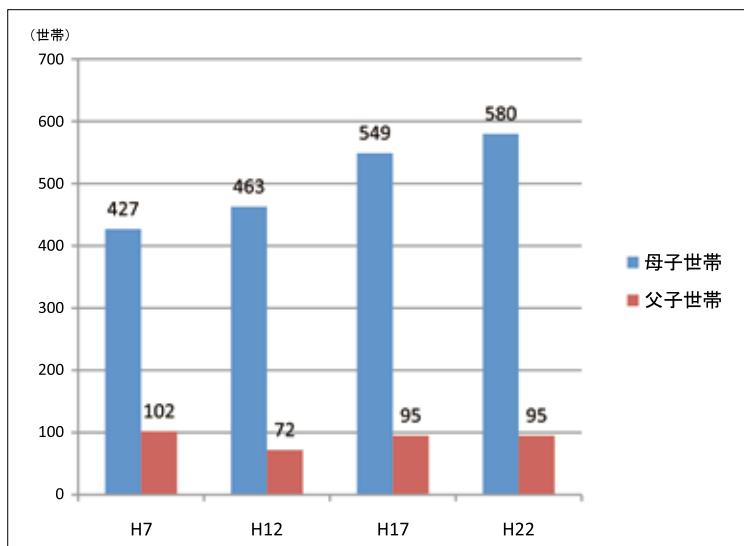
※保護率は

$(\text{被保護人員の実数}) \div (\text{管内人口}) \times 1000$

※被保護世帯数には保護停止中も含む

※平成22～25年までは年度内平均、平成26年は4月から平成27年1月末の平均

(9) ひとり親世帯数の推移



平成22年度までの調査によれば母子のみで生活する世帯数が増加しています。

【総務省統計局国勢調査結果】

※母子のみ、父子のみの世帯で、他の世帯員がいる世帯は含まない

(10) 地区社会福祉協議会の概要

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は、地区住民や自治・町内会、民生委員・児童委員その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成され、生活上の色々な問題や課題について話し合い、問題解決のための活動などを行う住民組織です。市内には9つの地区社協があり、高齢者のための会食会や高齢者サロン、子育てサロンの開催等、それぞれの地区で住民のための福祉活動を行っています。

	第一地区社協	大町地区社協	材木座地区社協	第三地区社協	腰越地区社協
範囲	十二所、浄明寺1～6丁目、二階堂、西御門1・2丁目、雪ノ下1～5丁目・未表示、扇ガ谷1～4丁目、御成町の一部、小町1～3丁目	大町1～7丁目、材木座1・2丁目の一部	材木座1・2丁目の一部、3～6丁目	佐助1・2丁目、御成町の一部（蔵屋敷町内会）、由比ガ浜1～4丁目、坂ノ下、笹目町、長谷1～5丁目、極楽寺1～4丁目、稻村ガ崎1～5丁目	腰越1～5丁目・未表示の一部、津の一部、七里ガ浜東1～5丁目、七里ガ浜1・2丁目、津西1・2丁目
地域人口	16,718人	5,680人	6,606人	17,699人	14,972人
世帯数	7,202世帯	2,485世帯	2,775世帯	7,535世帯	6,089世帯
加入世帯数	6,382世帯	2,390世帯	2,098世帯	6,161世帯	5,099世帯
加入率	88.6%	96.2%	75.6%	81.8%	83.7%
自治・町内会数	24	9	11	21	13

	西鎌倉地区社協	深沢地区社協	大船地区社協	玉縄地区社協
範囲	津、腰越未表示の一部、西鎌倉1～4丁目、鎌倉山1丁目の一部・2～4丁目、手広1～6丁目・未表示	梶原1～5丁目・未表示、寺分1～3丁目・未表示、山崎、上町屋、笛田1～6丁目、常盤、鎌倉山1丁目の一部	山ノ内、小袋谷1・2丁目・未表示、大船1～6丁目・未表示、台2～5丁目・未表示、今泉1～5丁目、今泉台1～7丁目、岩瀬1丁目・未表示、高野	台1丁目、岡本、玉縄1～5丁目、植木、城廻、関谷
地域人口	16,250人	26,734人	43,115人	25,096人
世帯数	6,685世帯	11,257世帯	19,329世帯	10,092世帯
加入世帯数	5,420世帯	9,071世帯	16,062世帯	8,075世帯
加入率	81.1%	80.6%	83.1%	80.0%
自治・町内会数	10	30	30	33

【(福)鎌倉市社会福祉協議会「かまくら地区社会福祉協議会の概要」平成26年度版】



(11) その他の福祉に関わる団体等

民生委員児童委員	<p>民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の社会福祉に関わる相談、支援などを行っています。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねています。</p> <p>市内には10の地区民生委員児童委員協議会が設置され、各地区で地域の相談支援活動や関係機関との連絡調整を行っています。平成27年3月現在、203名の民生委員児童委員が活動しています。このほか、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が20名います。</p>
自治・町内会	<p>自治・町内会とは、自分たちの住む地域をよりよいものにしていくために、地域の方々が協力しあい、様々な地域の課題解決に取組んでいる自主的に組織された任意団体です。それぞれの地域で、お祭りや運動会などの交流・親睦事業や、防犯活動、清掃活動などを行っています。</p> <p>平成26年4月現在、市内には184の自治・町内会があります。</p>
自主防災組織	<p>自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のことです。</p> <p>平成27年3月現在、市内には183の自主防災組織が結成されており、訓練、研修、備蓄など災害への事前の備えを進めているほか、避難行動要支援者への支援の担い手の中心としての役割も期待されます。</p>
NPO	<p>一般的に非営利組織。「Non-profit-organization」の略。営利を目的とせず、社会貢献的な活動を行う民間組織のことです。</p> <p>鎌倉市では、福祉、環境、国際支援、まちづくり等の分野で、営利を目的としない社会貢献活動に取り組むNPOやボランティアが数多くあり、また、そうした活動を支援する施設として市民活動センター（通称 鎌倉NPOセンター）が設置され、415団体が利用登録（平成27年1月末日現在）しています。</p>
みらいふる鎌倉 (鎌倉市老人クラブ連合会)	<p>老人クラブは、会員同士の交流や親睦を深めるなど生活を豊かにする楽しい活動や、清掃ボランティアやサロンの開催など、地域を豊かにする社会活動を行うなど、多種多様な取組みをしています。また、一部の老人クラブでは、孤独感の解消、安心した生活が送れるよう、寝たきりの高齢者や一人暮らし高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手をする友愛活動を行っています。</p> <p>鎌倉市老人クラブ連合会では、会の愛称を「みらいふる鎌倉」とし、シンボルマークやイメージソングを作成しています。平成26年3月現在、75クラブ、3,691名の会員がいます。</p>
当事者団体、支援団体	<p>高齢者、障害者、子ども、子育て中の親など、共通した悩みを持つ人同士もしくは支援を行う人々が集まって、交流したり、情報の共有や課題解決のための活動を行う任意の団体が市内には多数あります。</p>
鎌倉市ボランティア連絡協議会	<p>ボランティア活動を行う団体や個人が、相互の情報交換や、親睦、研修などをすることを目的として組織された協議会です。</p> <p>平成27年3月現在、68グループ、1,825名が登録されています。</p>
鎌倉地区保護司会	<p>保護司は、罪を犯した人や非行のある少年たちの円滑な社会復帰を助けるとともに、犯罪や非行の予防を図り、個人や公共の福祉に寄与することをその使命としており、安全・安心な社会づくりのための活動に取り組んでいます。</p> <p>平成26年4月現在、市内には22名の保護司がいます。</p>
その他	<p>市内では、個人宅を訪問する民間事業者による孤立死・孤独死防止に向けた神奈川県の取り組みへの協力や、ボランティアによる登下校時の児童の見守りなど、様々な団体等が地域の見守り活動を行っています。（地域の見守り活動）</p>